

宜野湾市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年8月5日

宜野湾市監査委員 宮城 豊信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

監査の種類 令和4年度第2期定期監査

措置を講じた部等 上下水道局  
・業務サービス課  
・下水道施設課

監査の期間 令和4年6月1日から令和4年7月6日まで

監査の結果及び措置の内容

○業務サービス課

項目	指摘事項	措置状況
令和3年度水道料金等コンビニエンスストア収納事務委託契約について	当該契約の課税事業者届出書の課税期間に錯誤がみられる。適正な事務処理に努められたい。	今後は、契約事務処理の更なる厳格化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

○下水道施設課

項目	指摘事項	措置状況
公募型指名競争入札について	公募型指名競争入札を執行するにあたって、事務手続きの一部に齟齬が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	今後は入札事務処理の更なる厳格な精査を図り、適正な事務処理に努めてまいります。